落穂集

卷之壹

内務省圖書
號……第
類……部書
函……
冊……五　共

内閣文庫
一七〇函
一二架
五冊
二五二七五號

内閣文庫
番號　和　25275
冊數　5(1)
函號　170　89

国立公文書館
National Archives of Japan

落穂集

落穂集巻之七

目録

一 浅草地浅草城始之事
一 浅草城内八方正面浅草之事
一 浅草地浅草寺昌勝地之事
一 浅草城内浅草寺之事
一 西の浅草之事
一 浅草城内古来家造之事
一 增上寺浅草寺之事
一 神田明神之事

内閣文庫
東京都立図書館

大通寺五山総之

一 小僧三ヶ條之事
一 寺澤所之事
一 御賣渡別紙之事
一 石所時之鐘之事
一 御家付之事
一 辨慶塚之事
一 以上渡門前四石垣之事

目錄終

落穂集卷之三

一 御當地渡城船之事

或人問て曰御當地渡城の儀いかの頃なるや城人の繩張をも
て驚き申さるゝ事かゝる若年の節云
老人の物語に第一なる俊れたる兵學にて城郭の
ことに不堪の上狀あるをもて一方をとゝ山内殿と申一方を
府谷殿と申とも石府谷殿の郎老に太田備中守資
清と云ふる者の子に太郎兵衛尉資宗と云ふるものの入道
して道灌齋と名乗天武の為道に達し關中城
取繩張漫然の間へ有て武州川越の城主成しが

歌舞通行の為江戸表（一城可有之）有不仕ゆえ
にこれ城地を見立そこなハ元吉様寺の墓を城ふ
可有之と有り尾張様をも浮説ゆゑ知或説昌茂の若ふ
仍て唯今の山城ふ城ゆゑ（石城）葉有の井ときこゑ三三
年城の形ふ見ゆ〳〵其後上洛の有之ゆゑ〳〵世和の
侍ふ〳〵国の村〳〵の名と伺ひ候ゆゑ為ふ百姓ども
中ハ千代田宮田様言村ふて二村ふて世ゆゑ苦ゆゑハ道
灌開て四の若ハ武蔵郡の若ハ豊島今城ふ下総国
と異ふ二ヶ村の若ゆゑ吉陽の若也世地ふ城と
葉きゆふ於て い事〳〵繁昌様ひふ〳〵ゆゑの考を以て城ふ

取立ゆゑ也ふ仍て関東浅入個ふ系まてハ千代田の
城ゆゑ一説〳〵ゆゑ

御城内八方正面清檀の事

一

関て曰尚御城内ふ八方正面の山檀有〳〵ゆゑ中ハ行基の
山檀の事〳〵ふて山者て曰唯今の義士見浅檀八方正
面ふ有〳〵ゆゑ秘密若年の頃小梁谷屋敷小川所の
屋敷ふ於て民長雑談ゆゑ有ハハ八方正面の檀ふ
中ものハ太田道灌築ふ行程の城衣功者ふて上総と
仍て中ゆゑ為ふて世〳〵ゆゑ一ハ其地方ふ依り次ふハ
尾張の様拙ふ仍て自然と為る事ふハ玄ふ仍て

諸國ニ数多の城有之候へとも八方正面の僧堂ハ稀
成ものにて候ハ御当城内ニ有之候ハ当時城主ニ成事ハ是
以て御当家御出世の吉兆と云ハ人皆僧堂
相喜ひ申候事家康卿御代ニ成て漸く此人一度ハ第一番の
ハハ久敷僧堂ニ成候事ハ遠山信濃守殿ハ地

御当地法華宗昌隆地の事

一

問て曰御当地の儀ハ四神相応の勝地ハ有之方世上ハて
ハ弱ハ弥を通りの事ハ何ぞ曰ハく南低ク
東西流も有と以て四神相応の地と古来より申候
ハ御当地の儀ハ如何ハ上ハ四神相応の地

然ハ繁昌の勝地と兼倫ハ場所ハ何ぞ

御城内法寺の事

問て曰御当地の法寺ハ江戸山ハ当宗ハ
東照宮様ハ天正年中ハ八月ハ
御ハ之後ハ法寺ハ城中ハ法寺の社ハ儀ハ
事御ハ事ハ云て曰其儀と神号及事ハ天正
十八年八月法人ハ第一御本式部太輔殿御儀ハ法入
四一三昧の法用第ハ少て其ハ山義殿御本式義
殿様金四郎殿殿ハ殿ハ法領知四ハ間と
殿ハ五ハ地方役人所の儀ハ早ク江戸表ハ

旨を作りて地子銭を城内に造立する所の
寺院に残り有りしを悉く義城の中に捨置き故意
彼検に及びしを上百姓に仕向るを築義城の節公に強
申立て漏来に成て事柄物に成り腐果て悪く出張
作有て役人を差遣し入国の事に合せ申と有しを
長崎奉行を請て甲州出代官の代と勤る安藤対馬人
詰しを無厚節に成り事に成
権現様小田原表に参り給ふ為節柳沢弐拾人衆
と出る　石城内に臨寺の社に出て出る　北節弐拾
殿様上に成て臨寺の社に成て出有しに成足らぬ所の分に為

里に出曲輪の内に小堂三社社壇と申の儀に有別に出覧を
拵置き為に成て弐部殿に案内に立る　人に知る小城の上に梅の木
数本植置て内に宮三社有しに出覧を道灌に歌人に
天神を建立致す作に成る一社の額に出覧を別に出
祈願致弐部に出も思儀に成る有ハ之の作に付弐部殿
出側に系り作る為地に慎寺の社を内に成て城の山王を勧
請致す作に成る山王の社を建立致ハと作
有り成い弐部殿に私に成の如く奇妙成に成て偽に城
出長久出郭に出に出に出に出に出に出に出に出
作に成に成に成に成に成に成に成に成に成

[illegible]
[illegible]
江戸御普請の始り[illegible]
の道灌[illegible]
[illegible]上杉家御家[illegible]
[illegible]関八州の守護職[illegible]
[illegible]
[illegible]

及義の八田八幡の第近の義八小所とかつて八王所も宮平川
清門弟平門明とかつて有しまうを唯今の麹所の方（右清
甲州海道とかつて有しかと地右平川所の田小栗沢宮有しか
てを栗原の別当天祢の社を移す度々度々預かて栗原宮
の行程小移王和小を所屋の俗も田用地小麹所を引
小別天祢の社を引移かれるを近き小武祢小二位社をてて
宮小有限しを段栗昌今程八平川の天祢をて孫程の
天祢を以上郷田門王の田安祢と以古来の栗原宮も社
田小有しかを同国を日右征夷山小後
秀忠様田建立　郷有小山王の社八今程八上郷の地田小有

これ八伊の頃也郷有の子細小得ての俗小有しかを以て曰義宮
及義の八
家光様の田初名をを林武様
少々奉り後の大田を忠長郷の田宮若をハ田状若をかれを
清宮田同様也八今程田沢男田状若の田宮ハ沢の所
清宮様の田宮を小て田宮を以て若ハ田沢男小の様子
小る田を宮を以小ていハ在田活仕上り方の流中近も
田田状と取合を敬仕如く小有しかを地田部屋の俗ハ
清宮様の田小田合を田近宮流の俗ハ誰小らを以田宮活宮ハ
安若様の清御小田公を度若ハ有しかを宮を田田状の
田部屋古来流中より御小有しかハ清宮様を宮の部

有之しとて家内種々この内夜食振舞ハ家内ハ
其ものの仕儀　　竹千代様の内方ハ
かの振舞有し無沒内後移後ハ
日向ち殿を人ハ前番ハ作用ハ　　竹千代様の内御
ハ来り義何ハ有者日の内後の事ハ也或夜
日向ち殿内御ハ家ハ別春日殿ハ内側ハ居ハ日向ち殿
事ハハ宜早　　若君様内廣様ハ宜御ハ知ハ
〻〻何の内波ハ也内廣ハ如何〻〻ハ事ハ
別　竹千代様郎ハ方ハ先信濃ハ様ハ居て行ハ方
為て見よと有し御ハ有事暴ハ明野ハ城ハ為見て事ハ

事上豊朝御供ハ出ハ信濃ハ殿方ハ宜城ハ拵
度者事ハ御供御ハ出ハ家ハ能信濃ハ殿ハ
内衆ハ暮早し家ハ何内ハ別成ハ
竹千代様ハ御ハ有し家ハ事ハ信別ハ
もあ〻〻し屋ハ三事ハ時日向ち殿ハ也とうハ事
御ハ　竹千代様の御ハ内内ハ〻〻〻〻ハ
ハハ家ハ有ハ独のつまハ〻〻引ハ事ハ信別殿
事ハ　竹千代様の御ハ世形ハ事和也
もハ光殿ハ御ハ出ハ出ハ家ハ先度ハ
度ハ有ハ御ハ入ハ信長様ハ為ハ

而宇殿と上座に通帰ぐ作の方と宗門今日も
城仕同役と相談仕退て西丸と下上屋と帰日向
守殿に今晩方御に給城に家に帰宅て也
城寄に方有之日の夕方日向殿家に初に朝日向殿と
上座一通り信濃殿帰て家上方に今日に帰御用の
日帰有し武氏に帰の方に来も西丸に
の儀と作に帰奉存に方同役一同に中上に初に帰御用
相退て家 御家の 上屋に西丸との西に有日向殿
部屋に何家に帰て話と家に帰家上に先其に帰て
春日殿に方其に帰の儀に有西丸中方に西丸に帰
寄に方に初に迎に帰春日の方に帰の頼に有如中之
御役御用の通り来て西丸に帰に帰に有如に作に帰
御役に帰に来て 作に代様に宗門通に西丸に様と
作に家に方の三顧の志に帰に帰に 諸人推挙仕
の儀に時代世上に於て春日殿の様に帰に春日殿
に家に方に家に帰に帰に方に家に帰に通
大御所様に帰に家に帰の西丸に有如に御に通に西丸
中方と 作に西丸の日に帰て
将軍家に西丸に御殿に通に西丸 御に御願に 相願に
今晩の儀に大奥に家 入御に帰に家 右上の

作者早速御城ゟ之御使ゟ　御書様よりゟ
之御事之有し様の御かの御使者和よ之御使
ゟ西の丸ゟ御かた　人数人集之御遣者
御書様ゟ御対相伴　将軍家御相伴之御使
之　石上ゟ
　　若君様方ゟ御相伴かの御書ゟ御使者
　　大御所様かの御対の御側
　　竹千代殿の相伴之有ハ者也
御の女中ゟ御ひ之
　　図の相伴と有ハ家康也連て之ゟ
　　有作ハ
其後　御書様ゟ　作ハハ思て天下取ハ先家之ゟ
かの御対者笑ハて　人ハ御ゟ被ていゟ部の主ゟ化ゟ

竹千代の家ゟ御て奉公後ゟ御ハ之ゟ幸ハ御ゟ之御ゟ
仕癖ゟ人事ハて御事ゟ図ゟ有御ゟ有作ハて
将軍様の御方と御覧之極の人の御ゟ三ハ　竹千代様似
ある事ハ之ゟ有ゟ放棄一入秘蔵ハていゟ　作者
将軍様ハ御ゟ　御書の方御後ゟ　作上ゟ
御書様ハ家康の作ゟ之御陸御家康ゟ御前衆の御ゟ
之後　大御所様ハ上総国東金辺ゟ御泊御鷹ハ
之乃　成御ゟ御ハて　竹千代様の御ゟ家ハ御ハ
ゟ　作者御ハ右の御部屋ゟ図之事家　御ゟ右之ゟ
日の局伊勢寄言ゟ図の事　後府の御城ゟ上ゟ事御ハ

如後世盛衰のうつり行て五人の御弟子時代と屋敷等を
手上公迎の為要用の事あるも下れも皆し故屋敷の限り於て
八幡宮の一流孫も有しかし道の公儀なかれ右の屋敷等者
家光将軍様より御
大御所様の御部と成て
天下の御護とも御寺社と有し思召を以て御
東照宮様を御信仰遊ばされ天海僧正と御談御先屋の間ふ
於て　第将軍様西丸ゟ
御覧様の御宮を小く御建立仕常ふ御軒授遊ばされ
御社い作今以て江葉山御宮後の方ふ五蔵り有し宝物等
いろふも様ふ云ふ仰て　　　

山宮あり其元和四戊午年四月七日の御遷座の由別段か浅草寺地
内の山宮ありて十日遷座の儀式有し諸大名方由緒ある者と
参詣あるべしの由也十日宮跡と中ハ今往観音堂へ参り得さる
の方ハ浅草大明神の社有しの辺ハ所柳の多くて世に言ふ宮辺の
中ハ仏の山宮跡の後ハ惟今ハ心にて有しかを外山宮角の護摩
堂の後ハ清水宮跡境の前も境内有しと今往ハ不動堂
前ハ有しかを角を角稲見の浮木有しか其の御後ハ
其ハ山中也 同月十日 喜代平の通りまち浮木
権現様御出世の節山宮跡ハ浅草の地に有しかハ
永くまた小浅草寺ハ山宮也 山宮跡ハ如今往ハ外の宮

七月十八日上野の寺内小山建立ありし行幸ありし
昔て日千俵と乗寺僧ハ元和年中迄の観音堂の儀ハ
繁昌なる建立して義別川筋の城主大道寺筑河守建立
行基作捧札当寺書付有しかを也 御本殿行幸の事
恐く及破損諸堂ハ頓苔蒸ハ中ハ
東照宮ハ御社ハ道東の山普請仰光雅ハを以て京都
の観音堂の例て同小三見百浦ハを有る儀 三儀ハ
建立しあるを千俵也 山鷹郷ハ長 知別観音堂
の道不を山通りを大破の様子山上見苦ハ也 也
観音堂山建立の儀 御諸堂共ハ恵く山普請役

業ものと共其所の別當觀音院ハ門藤右近殿と心安くいたし
候て山門の通不南東の方ハ當り唯今火除の空地と成て
有之所を家屋敷地右近殿方へ家作仕り居申候を家
内多出火候ゝ所柳南院殿家屋ハ山門ニ取有之候
也ハ繕度ゝ本堂を拾間堂ニ成候矢仕割へ
權現様御宮ハ山類焼之也右の次第ハ別當
方へ申て山建立の義を願上ゝ為ていたゞき
ハて諸堂の義ハ観音を安置仕る本堂斗の義をハ
當坊ハ建立仕ゝ御建立ハ出上も出産ハ不ル成間
別當を御願の為

石安部豊後守殿を頼て山作成ハ元

東淺草寺の儀ハ　公儀ゝの山建立地と申ハ不ル出
出ハ有ゝ山建立ハ　作有ハ自然も同宗の門家ゝ成
お尺諸堂ハ如ゝ焼失剃（浅草近ゝ山類焼也有之限ハ調法
の為ゝ　出ハ繕ゝ上ハ御再建ハ　作有ハ無ハ出ハ
又ハ御再建ハ　作有ハ別當の儀ハ本寺及一山の僧侶ハ
雖有仕合ハ奉存ハ但ゝ　東照宮のゝ御社
御ハ先達て江戸山ハ當　入令程の義ハ御神殿近の
義ハ御存も當ハ山建立の義ハ難ハ　作成ハ也ハ
山建立の諸堂唯今の観音堂也寛保三歳申ゝ時の義也
有ゝ所ハ今年ゝ　七拾六年ゝ申ゝ　ハ也ハ

問て曰今往江葉山神宮寺但馬の前に有し石の神を水所に後
仰但馬守長盛と諸の切角有しかと諸人不審仕事に成て
江葉山神宮に献上と有しかは西三家方の外は西尾和泉守殿大
名衆の中にも但馬守殿と人に限り神を所献上と有しかは
何事を細有し事に成て曰右但馬守殿西方の事は
権現様の神非番殿にて姫の前を秀行に西郷角兵衛殿
殿元芸の後浅野但馬守殿に再婚を紀州の神義殿に
成也

東照宮の神社演草寺に西建立有と
なりて神を水所と献上申度と有しかは但馬守同意とい
なかの事の義を以て但馬守長盛より御角有しかは

一

寶山神社演草寺西寄進仕演草寺の神宮源に後陳有
之に付江葉山を西引に空玄に仍て元和四年と御角有し空
人傳へに及義に成也

西の神角の事

問て曰唯今西の神角者いか時の演草の西建立に有し
に成て曰慶長及義に成に関東に八国の命唯今西の神社の
所に往山にて有し小田畑に有し春に桃梅獅猪に成の義も
吸に江戸中世城の往山所に成し天地等に常念仏
堂に有しかと迹の後か
権現様神隠居所に成て作に作て稀の西城石垣も

蒙古国ハ四屋根也三孫子帝ハ西新城ニ住也云ハ
仍て御所先ハ離宮江葉山の下通りを武蔵西門の方へ
行幸の往還ハて有しハ西新城ハ元三月後ハ江葉山
諸人の庶民ニ家を仕有也新城を西隠所ハ山
豊ハ四屋の家ハ関ヶ原ハ徳利ハ後天下一流敵弦河を
西隠所家ハ也ハ自分西新城の前ハ四獅の間ニ武蔵江葉
山と城下と新ハメリの西門前東て御所と一体ハ
仰有ハ也ハて山王の社へ家ハ武蔵ニ武神ハ
逆式仕ハ根　上国ハ遠く武蔵西門の下ハ城陽ハ山王
権現の社を彩あハ西建立　仰有別当ハ西教院神

主ハ日吉大膳也　仰有孫の下警護仕ハ知ハ国年の大
火の前類焼ハ後ハ唯今の山王の宮地へ引移ハ也
同国て日蓮宗開通ハ西の西ハの四普請為家ハ
武家の義ハ是て唯今西の御所ハの西ハ曲輪ハ也屋敷の
事ハ西ハ入国ハ前西の御所ハ是の松ハ世の松の義ハ
ハ義度事ハ是て日　関東ハ入国ハ也ハ久家義ハ
時ハ家康の年来の者ハ存ハて居ハ也ハ家義年の
頃ハ小太夢太三郎ハ者有し世有の義ハ
権現様頃ハ雲ハ屋敷ハ引　秀忠ハ持筒同心ハて天正十八年
小田原ハ陣の前ハ敵ハ八歳の時　駿河ハ也ハ仕出ハ入国の

四條堀川関東大坂あたりの西陣の節も四條堀川あるを看ふて年
号四てい時と四春ふかしをを船八徳右仕五ゆを薬養又
子飼有し国と拙ゆ身業八時音養ひ迄ゆ敵薬、幼年の苦
を併のふ不賀四部仕ゆで朝夕弟あるを年ふかゆ元家まく
の者故立上りあるを我をを西孫ゆ時代ごろの理きを年れ
の初を業ゆ弟をを漢師国婚ゆ殿孫を薬養人合四ゆ身
又八近習の者を頼て出ふ孫孫ゆ弟孫も有しゆ右を落語
をゆ八四人国の弟ふも唯今ゆ師国四門迄ゆ不和八大坂藤ふ
出の本ゆ門迄て有しゆ名をを小国東四門をゆ八代測河者
の迄ふ八楓師の家所四孫孫求ゆ弟八右楓師を方ふて烟

烟ゆあるを年ふかゆ人国を長人南風の咲ゆ微有しを弟ゆ
汐揚り併の楓師町へ水身ゆ敵楓師を舟ふて妻子を薬を敵
敵を頼唯今馬場四門国ふ四ゆ寄ゆの御中ふ有しゆ大
本先ふ船を繁食ゆ孫を烟を国を四撫へ四番ふ出ゆを
て先ゆ生長孫四新撫四東次ふ西の市先ゆの四曲楓孫も
四東ゆ楓国四門建ゆ御世四門の後ゆ海八ゆ楓国四門を可
ゆふ国東四門をを我八四信止の者を信ゆ渡ゆ空国小本
音ゆふ八思て西の四先ゆの我八地をふ有しゆ和西四先四楓孫
も烟を生ゆ身大ゆの信を立有し楓師所迄迄の藤東の我
八大祇藥地の如くふ敵楓師所の藥も程ゆく一流きの

所屋と称する者居を所に種々の貢買品抽も有し所の名を
之日比谷所と唱へ流の水に繁昌仕り和漢人口曲輪の内
少数の名品唯今の日比谷御門に引続き是又小石川門内地内
同て日清入国の節文道の遠山の所城と唱へ若松の城ふて
有し為に小石川曹抽と唱へ公儀にて因之義を太閤殿小田諸
侯は遠山時代の城と唱へ石垣抽築の所にて小石川曹と
唱し言伝有て伝ふ所小石川曹と合有しの内国小石川曹と唱へ
山入国の列清水九二ノ丸三ノ丸にて有し所に同じ所は除程の
深き池有し故と早速の堀さも御中丸の内孫の内廣ゆう
中仕切の石垣抽築かて い孤第の御城の面部も空し大きふ

城を設り此は分年若き時分御番所上り是第の城を移り
石垣丸二ノ丸所に所ふ何も此の所ふ孤第の内城抽少に有し合五
八番第此を第四番備の大手四門にて唱へ唯今の百人内番第
の内門かて時代ふ唯今の内御国大手四門の通り三ノ丸
平川口道の内ふ八代侯の抽築無様の形にて大手ふ八竹
木生繁り記文に有平りふ海場へお入仕候に成門も有し
を内ふ遠山の家中の侍衆の居屋敷の空ふて除程大き形の家
も有し故小さき家の義は除多有し寺抽七二三有し小国家
義城の第自侯を仕を侍ふて踏し有し内八国の名
家の外御用ふ石垣抽築しの義は同もふく所の所へ

山門と寺院の部門全体に著名なる地名の場所はこれ
間部に多数の大名屋敷
諸国の門番も立ててある
長崎奉行諸役人衆の屋敷
大学院儒官代近の役に有こと
幾つの年の八月十五夜晴明に有
橋の上に毛氈
系に御行列
仕事遠
上例に仍し西堂の図案の
上言有こと
昨夜義に有こと

一

御城図古来家作の事

図面百年以前の御城図に有こと
早速出張
作の作
中国の
摂津国
戸及二
家分
ても出張
甲州
御城図に家作は
家作の
家
家
家

有し時孫の介改て西園寺の上臈小ハ船橋の端の
座敷と二間小重箱板敷也ト義も云ハ云ハ云ハ有し
多伯殿も殿足ハ篠ノ足蒔絵ハ他国の人の目使有様
くて叶ハ世のて西園寺のもてなしと西善請ハ 伊勢ノ殿
上臈ノ方ハ云ハ流ハ云ハ有し出家ハ西家
伊の義ハ西藤ハ江戸屋敷ハ九ノ内九ノ内有し西船ハ
三方西善請ハ西家ハ同国日光ハ屋形の国せく
ハて小常式の義ハ通りハて事ハ事ハ西家中ハ
仕様有し事ハ伊勢ノ事ハ有し事ハ云ハ云ハ
ハ伊勢有し西園寺の事ハ万事ハ云ハ西家中 大阪

小阪ハ浪人行列の義ハ有し ハ西家中
の国ハて御家式部大輔殿ハ 伊勢ノ殿ハ
御殿ハ西国ハ殿ハ 御殿伊勢殿
西代官ハ西家定方の諸役人の役ハ
ハ多行列の国ハ小西藤ハ西藤ハ小阪
ハ江戸通ハて行列ハ 伊勢ノ殿ハ
ハて行列ハ 伊勢ノ殿ハ
家中大阪ハ御家の事の城地ハ
西国の品ハ西藤ハ 伊勢ノ殿ハ
家中ハ 伊勢ノ殿ハ

屋と称へ無宿者共引渡江戸御城内番の役人御行列の
通り御小仕舞ゆへ　御行故小田原中人馬ハ無之舞殿の勢御
へ出ス者共ハ引渡ス也ハ直ちに早く出行かとの
小田原の役人御行列の為ハ奇陽相と称り者ハ
出ス役ハ有ハ多有ハ江戸表より出迎ひ場迄の田舎
と役ハ有し諸番頭諸物頭其外出役人ハ馬の役ハ書ス
御行列へ引渡ス役人ハ馬乗り江戸御城迄ハ出張場と称
有小屋を設ケ出奉公ハ上達御用ハ日ハ御用
通り小田原ハ宿番の通中道方の御行列の通り
勢と有ハ大勢なるハ小田原ハ為ハ出張

日ハ役人ハ及第ハ有ハ小田原ハ御城迄ハ御用
家小田原の足軽ハ足軽ハ行程ハ道迄小田
町家ハ数日ハ役道筋家の番他の番ハ家ハ数日ハ勢
田番帳の面ハ名列ハ書ハ御役ハ三月二月の勢ハ
ハ　御行ハ役ハ役ハ行ハ田小田原ハ
西屋敷と称順ハ　御行ハ屋敷相ハ役ハ連ハ
風ハ見有ハ　ハ御先ハ実の箱根の飛脚相ハ久
当ハ出ハ御殿の出書請ハ以ての外出ハ
御ハ小有ハ出家中流行屋敷相脇上ハ
ハ有ハ役ハ役ハ役

事かゝ云ふ伝へて出雲寺花の年の九月頃ふハ西京中大ふの侍中ゝ
引紙とるふ大うゝ博多筑前を始め四国の山陽の後行を聚
門徒ゝ云ふと有しゝ使者を大坂表ゝ差遣ハ関白秀吉公
仰蒙ゝ即ハ遠別甲別様の義い有て有義也強度の地道
の門徒と有しゝい文ふ合点の行ぶる義也ゝゝと云
ふ思て　家康の事有ふハ元人ゝ及義ゝと
有し大ふ感ゝ事ゝ徳永ふ雲齋ゝ差書ふ有し

増上寺浅草寺の事

同て日蓮江戸表三縁山増上寺ゝ建て御堂建而令新山浅草寺
と云て山祈祷所と云　仰蒙ゝ有い浅人ゝ是後の後ふ有し

一

ゝ即ハ江戸通りのゝ中ふ新義を行ていゝ色ゝの説ゝ上ふと
相聞ゝ新義の義ゝ後ひゝ紙い
権現様ゝ仰ゝ国花ゝと有しゝい天正十八年庚寅八月朔日ゝ上ふ東遠
ハ江戸陸ゝ移ゝ出ふ深義ゝ出功為ゝ平ゝ家ゝ出祥願ゝ有し義
ハ義方ゝ定ゝ為ゝ義ゝ有しゝ
権現様ゝ尚京義ゝ出ふ陣ゝ花ゝ江戸表ゝ為て出祈祷所ふ
ゝ云花ゝ為天台宗の寺一ヶ寺ゝ出ふ花ゝ為ゝ浄土
宗の寺一ヶ寺ゝ云ふ花ゝ出ふ浄宗ふ義
寺ゝ申ていゝ傳通院増上寺ゝ申て二ヶ寺有しゝ出ふ傳通院の
儀い古跡ふハ有しゝ増上寺ゝ義ゝ有御一国の王御ふて出ふ増上寺の

我ハ新ハ海後ハ山を抱へ四て孫こ所地ハ有こ上江
戸の御城ハ後ハ後迄こ有こ此又内祈禱所ハ浅草観
音堂の外ハ天台宗の寺ハ上野ハ山王社ハ御
ハ有こ増上寺ハ浅草寺観音院と同宗内陣所ハ
寄御用見ル　御月番寺ハ境内盗物禁制の内書付と云ハ
内表事流ハ右の内書付を浅草寺ハ見ル
遠ハ内書付の我ハ御月番と云ハ御月番ハ
ハ出て表ハ内書付ハ月の吳名を書所書法の名事
上野ハ堂ハ郭ハ増上寺の西ハ菩提所の俗ハ
日と浅草寺ハ祈禱所の寺ハ吳名ハ

月日と浅草ハ吳名ハ御月番ハ
の限ハ寺ハ寺観音の俗ハ古所ハ
寺中の坊数ハ古来より三十六坊ハ傳ハ
僧ハ所ハ坊中の我ハ山伏同宗の妻帯坊ハ
ハ修ハ儀の内祈禱所ハ諸人ハ猶ハ修行の内
ハ寺ハ寺ハ正五月ハ御定内坊中ハ大盤若理趣経の内
祈禱有こ我の寺ハ中ハ観音
堂ハ御の寺ハ清僧ハ相勤ハ　御月番妻帯
坊ハ内修寺中の御細ハ雑仕ハ家ハ仕て或ハ我子と法
師ハ仕ハ人ハ子と浅法師て寺を張りこ所ハ寺内ハ

所有を指引連如くに有しと云伝へ申すと云ふ也

神田明神

一同て曰清八個の弟神田宮祢の社の義清盛公有しなりとは
なの事及び義て田右明神の社の義八山城国に有しなりとは
なれハ是ハ唯今濱井讃岐守殿上屋敷の和古来なりの明神
の社国かて田八個の弟ハ地国に大原生義なりと外に宮祢
有し毎年九月十四日祭礼の弟八併の本三の中に儀と三蓋
べ近在所方々を案内と和様での賣買物と持参人三有し
小屋掛相語仕ハ是ハ遠き三て彼辺と西廊国に出ハ別
明神の社の義と唯今の社地ハ前移りなり右の源ハ云井

大伝頭殿所長神に京神田市門僧本の義も大伝頭殿に
三作有ハ小屋大伝頭殿長遠江守殿代に出ハ水車の
設有ハ幕と張有に成し有しハと祭礼も差ハ弟ハ
市門本の物と大伝頭殿、稲と中稲しハ右のいろしに有今
以て神田宮禮の弟ハ併の屋敷、表門の前に神輿とし
屋敷有と地元の祢も有し地国に曰右神田明神の
祭礼の弟神事に祇園行と八古来より地りの事に有
是て田神田宮礼と中ハ右に出り通り古来より神事祇園
の義ハ是ハ東に出の祭の及弟ハ東に出て閑白秀吉云の
時代に差行太夫と中毎年有し源の本に秀吉云の弟に入

加賀四屋の者共の稽古の為に有しかば有て上方御御供を
仕り諸地ふるまりつかまつり候事度々
仕り稽古致所吉兵衛太夫儀京かたより罷下り武家所方ふる
伝流茶を好み事ハ行きも吉兵衛を地元仕中ふるを所ふる
出入夫香世ト所人流茶を好これを以て別て吉兵衛を持所
年寄又ハ伝久右衛門ふる流道ともを吉兵衛の事ふる引有家居
の間ふる茶屋をこしらへ御の御書古稽の奥行を指ふる後古論
を古流吉兵衛ふる地元の為ふる神田の社中ふる於て神事稽を指
ふる所年寄方の御を以て江戸所中より乃渡ふる限夫
を取集吉兵衛方ふる者を以て多く渡世仕ふる事ふる後右の

吉兵衛ハ相撲ふる仕初ふる敵稽奥行も相上ふる国家内一我ふる後
の義ハ四屋の者共ふる御前兜ふる寄ふる有神田の神事稽の
儀を指再興観世太夫方ふる古稽ト之有し知ふる小梁家繁
昌の節出梁氏玉の為稽の源為保生罷出ふる者を
指ふる者ふる有保生太夫上方ふる流家敬隠居仕旨ト三ふる
国家ふる氏玉の家を指南仕ふる事紀州国家中悪く保
生流を古流の知ふる天正十八年ふる初ふる梁家断絶敬氏玉の後
指人の後者を指の所方ふて流茶を指ふる者共悪く御
前地ふる五ふる渡世仕居ト内ふる右の通ふる吉兵衛太夫ふる神事
稽ふる有ふる国家ふる梁家の後者共ふる右の稽ふる古稽ふる取

保生太郎と称候ハ、ず、其私ノ所存ハ、其時ハ、此賣不賣の限ハ、不
仕候、然者、年一の節句云々、老人の物語ハ、て、第一ハ、ものの頭ハ、
右の義ハ、子孫の者ハ、今ハ、太神宮様の御ものなれハ、と、此

江戸町方普請之事

一

問、曰、関東諸大名ハ、後町方の普請の儀ハ、何事の、不分、相
て、ハ、作事ハ、と、事、及ハ、ず、答、曰、石の長崎小水曾根等ハ、物語
候ハ、作事ハ、日本橋ハ、通三河屋通ノ、豆腐、と、物ハ、
相ハ、ず、更、豆腐、と、豆腐、と、曰、東、と、揚屋、と、城内ハ、
山積上有、と、諸国ハ、集ハ、町人、と、預ハ、ず、所
家、と、別、家ハ、有、物、ハ、沼津ハ、右の場所、を、引、地形、と、兼、

屋敷取、仕、義、通ハ、ず、先、屋敷、地形、を、ず、直、進、と、家形、を、仕引
移ハ、ず、有、と、ハ、ず、相の、程ハ、町屋敷、頭の者、と、多、と、ハ、不
小伊勢の国の者、除、多、来ハ、屋敷、頭、仕、者、有、と、ハ、
ず、町屋敷、来ハ、伊勢、義ハ、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、
伊勢、ハ、書、ハ、ず、ハ、ず、関東の方、地方、ハ、ず、ハ、ず、国、
屋敷、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、
町方、先、屋敷の場、を、辞、頭、ハ、作、ハ、ず、四方、ハ、ず、ハ、ず、地
形、と、兼、立、家形、と、調、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、
ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、
十、及、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、ハ、ず、

所より預上ハ女歌舞伎と清元稽古度之義ハ有預の通ハ江
戸ハ勿論中小藩迄と連て後々と稽へ通り芝居を初め
小屋を演京大坂ハ勿論之物ハ[illegible]ハ入込孫の外
小屋ハ昌浚仮通の左右ハ有しハ薩摩ハ切掛江戸中ハ右
と仕り茶や抱ハ多之義ハ有しハ渡世ハ仕ハ[illegible]ハ女歌
舞妓と云芝居の源とも所座ハ仕度と有預の通り
[illegible]ハ地を傷猶若座ハ[illegible]ハ狂言師[illegible]ハ京
都大坂抱ハ古来より有しハ[illegible]ハ芝居を[illegible]
多抱ハ於ていハ座敷と切掛ハ所座ハ取立若ハ歌舞妓
を初め中度の預有足又預の通り[illegible]ハ作今の場所

を取立通ると集ハ仕言芝居を[illegible]初メハ[illegible]の外
遠ハ右の座ハ除程の年寄ハ[illegible]ハ[illegible]子ハ猶若
勿三郎ハ[illegible]ハ有しハ[illegible]ハ孫今程ハ[illegible]ハ於て芝居を仕
ハ[illegible]ハ[illegible]ハ通ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
監殿所奉行の節ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
浪人ハ小性と出ハ[illegible]ハ酒の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

我と将監殿を聞き及び申候事なれ共心と懈所に成候事
申有今度小弥五郎の儀前髪剃落せ下の得
若狭新家坂と有し　御当の内の中に変
多之人に前髪を三度剃落候事に成申候て
今の通り御帝釈と云申候神宮備前守殿を聖日
形　御城将監殿右の儀申遣候と也

小僧三ヶ條之事

一　問て曰　権現様御代小僧之孫と申義を諸
役人方に雑談を致候て曰聞せ候ものと有し義を世上に新
下賜候を申候はいかゞ及候哉答て曰世小僧三ヶ條と有
之儀を世上に新て色々に申傳候に弟子或時
権現様の御前へ御用の儀に付諸役人中に為御御伺ものに小
僧三ヶ條に事を文有り中に有之候列誰とも有の
儀を乗り有る儀に成屋敷と事上に得と御ゝ言作者の
上に云て曰雑談に致候曰云云曰合の寺に三の旦在寺
乗り乗子供除多持に得て人に曰寺の文子小僧に御家に仕度
心の願に付候を利天戒様に成候為生に和或時作の小僧親
元へ逃帰りに付所の坊に呼小僧に得て使者に成
為親元に参りて下に小乗將の義宮寺へ八幡へ下る義に
を申候はい曰為者を差へ下に小僧に曰

所位の中りと申候ハ世上にて本芝と申候ハ世間の
お親の親ひまゝ毛梁の文字小稚ハ雲水に成て
勤ハ能ていを方遠の心況文の記此方玄史ハ何成る細小悪
世を乃れハ親氏学て申ハ小僧と号ハ分りて家と申ハ
者三ヶ條有しハ文ハ朝夕味僧の相坊意成世て此りの
世事二ハハ此坊坊の出頭の制坊ハ此りの世況小ハ
用事を遠る事雪隠（京にて此りの世足号の義ハ
三ヶ所て此坊坊の出世程と申ものて事も義ざる小僧
小坊ハて味僧を相ハ小於ていハ相ハ相事者のものて
まして此坊坊の義と小僧ハ此制せハ小於ていハ足と稱ハ

あき者の事ハ此又用事と遠しハ小於ていハ雪隠（京事
て行る（事ハ者ハて者ハて此ハ此と成ハ此ハ雲ハ此ハ任
持の僧ハ此ハ小僧ハ中と賓と成ハ親と成ハて成ハ事ハ世
ハ此ハ二ハ此ハて此ハ世ハ此ハて味僧を相ハ此ハ相坊
者の事ハ此ハ此ハ小僧ハ坊ハの甲と成て相ハ寺中小有程の
坊ハと此ハ意（相坊制禁者衆の時の者小僧と遠ハ坊ハ
の甲と世ハ相坊ハ此ハて此ハ（成ハ（此ハ見世坊雪隠
のハ此ハ遠き者有しハ者の雪隠ハ行ハの義ハて遠須
代言成立ハの者ハ者寺と者と有しハ時の者世有て相中
の世況と成て者殿の坊ハ成ハ遠ハ雪隠事ハ（小僧ハ者

ゆゑ仕方なしに手かせ足かせ牢に入れ、桑の沢を小僧小利せぬ様に
手を通ハ出ぬやう小僧ハ利力を稼ぎ出し元の沢を自分
利に成人の頼に成ると仕方者の頼とも稼利を出し一ヶ月桑
沢とも利せぬ様と言うことを切に つ[illegible]ぬ様に天窓
中を藏ゆるけに成し[illegible]やて弟中を脱てえせる様に親
ハ孫の為逆恨成し[illegible]と思しと成る様に者ハ家
に勤る事迫ると迫に成る様に成ると　上表[illegible]

書澤所の事

同じ日光の間の御[illegible]い所方盜賊を除多人迫孫の為雅俗
仕業に仕立て件の盜賊を逃教ゆゑ有ハ[illegible]の義に
ゆゑ仕方に成て曰其儀と桑若年の頃及第ハ[illegible]の通り盜賊
を諸方より入集ゆゑ[illegible]ゆゑ相談に有[illegible]
権現様達　御在位四年後し盜賊の後なる者を[illegible]
らせ[illegible]ゆゑ奉行中に作渡[illegible]を江戸東に居[illegible]
現の大将書[illegible]と掛御[illegible]と有義と[illegible]
上[illegible]盜人[illegible]仕立て作[illegible]一命ハ[illegible]
を方働と成て他方の盜賊の西者地入迫[illegible]
[illegible]ゆゑ作[illegible]奉行中[illegible]
澤[illegible]命と[illegible]
多の盜賊を[illegible]人の[illegible]

[illegible]を何方か[illegible]と[illegible]地と[illegible]いく[illegible]の者[illegible]と唱
集[illegible]を有[illegible]（中有必[illegible]
有[illegible]も盗[illegible]と[illegible]止りて[illegible]渡世の仕方[illegible]出[illegible]の者地[illegible]て来[illegible]所
方と出張[illegible]し有[illegible]の者[illegible]と買の[illegible]と[illegible]正[illegible]に[illegible]と古[illegible]
買の元人[illegible]仲[illegible]家[illegible]中[illegible]有[illegible]通[illegible]仲有[illegible]所の近[illegible]
て三所[illegible]の[illegible]家と[illegible]か[illegible]と[illegible]有[illegible]と切開き[illegible]所と
名有所[illegible]者[illegible]の盗人[illegible]と古[illegible]買[illegible]か仕[illegible]方[illegible]（[illegible]し[illegible]者[illegible]
（中有[illegible]盗[illegible]賊[illegible]の[illegible]者地[illegible]入迯[illegible]賊[illegible]
事[illegible]玄[illegible]仍て[illegible]若年の[illegible]道の古[illegible]買[illegible]ハ[illegible]て
[illegible]人連立布[illegible]て[illegible]多[illegible]袋[illegible]さげ[illegible]人[illegible]古[illegible]と[illegible]薄[illegible]人

八[illegible]と中て所[illegible]の[illegible]不[illegible]と[illegible]者（別[illegible]て[illegible]行中[illegible]の袋
の口と二つか別て[illegible]と[illegible]と[illegible]縄か[illegible]巻[illegible]を下か[illegible]ら[illegible]形
有[illegible]元来盗人[illegible]少[illegible]者人[illegible]て[illegible]古[illegible]買[illegible]と仕[illegible]者
八[illegible]か[illegible]を頼[illegible]件の袋[illegible]か[illegible]有[illegible]か[illegible]
行代[illegible]盗賊[illegible]古[illegible]買の[illegible]止[illegible]
所の[illegible]ハ[illegible]所と[illegible]と[illegible]書[illegible]所の[illegible]人の
[illegible]古[illegible]所[illegible]地

博奕[illegible]別[illegible]の事

問て曰[illegible]者地か[illegible]賭[illegible]流行[illegible]
[illegible]と[illegible]と[illegible]と[illegible]と[illegible]者[illegible]

一

養て曰千俵と称若年の頃より
猛勇抜群駿河かた在住の浪人の弟子にて剣術
元と有しに当て江戸城中の役人不及四面の山領国を
出奔なす 作右衛門不か関東江入国なる御出発地の長い
ト地て国八列たふ小藩の内なる仕立の砂の長か船
僧俗男女の区別押時て作兵衛と共に有て飛道
江戸開板書四冊を江戸殿主人出羽守殿
度ふ 作右衛門ハ盗賊捕と多の者ハ盗人と宰領捕
ふ作右衛門兵衛と仕て有れの役ハ出しと出家を捕江戸行
ふ多の出殺ふ 作右衛門ハ江戸表に帰ふ 作兵衛ハ関東行
者と捕ふ人ハ不か獄門か獄りの者と出家邪か江戸
ふて江戸見物の内ハ出て捕りの内中を出獄
ふて江戸見物の内ハ出て捕りの内中を出獄
ふ 作兵衛ハ吟味獄りの内中を出獄
ふ 石川五ふ 作右衛門ハ出て捕人と仕立ふ
ハ人を斬と獄門か獄曝(リラシ)と有ハ諸人見懲(ミセラシ)の為ふ
人一座の傳奏歩ふ行用獄ふ行ふ獄と有と我と
私か書記を有ふ中か品限行ふ人立の多き場所ふ出て
曝さる私か出ふ 作右衛門を伝て手後の長い捕人一座ふて
石獄の傍を捕ふ有ふ者して出立ふ中前と有ふ獄立
有れの者 唯二三年の内か傳奏沙汰立ふ出 石の傳奏
出立の長ハ浅節同播ふ殿薬養父か中有か不常か相

乗見ト云ふもの後ハ太宰府ヲ通リ申上書ハ認ル事
と云て別て往来所ト事ハ此度後ハ西禅正殿所
奉行の節も竹奥ハ其の義とハ厳敷申ハ有ル不ハ竹奥の
侍人有ル間心ハ之を紙ハ抜人ハ寄リ来ル事ハ中ハ事ハ奥
十年ハ之を云ふ人ハ坊主ハ人有ル中ハ有ル禅正殿を坊主ハ為ル方ハ
殺と危ハ所ハて竹奥を仕ハ出ル有ハ拝文ハ易所ハ敬ハ此
来医師ハ名家ハ何者ハ家ハ得ル件ハ坊主ハ所ハ
俗ハ医師ハ名家ハ家ハ江戸ハ樂の親ハ医の坊を
西殿方ハ連歌の親業ハ後ハて立ル者ハ有ハ得ル所ハ
殿所上ハ累を後親も浪人ハて相累ハ有ハ私も浪流人と

義渡世の仕形ハ四度ハ有竹奥仲ハ間人ハ酒代を換ル
薬湯を持運ハ後義ハ食事を貰ハて世を送リ
ハ云ハ仕て竹奥ハ義ハ如何ハ仕ハ有ル義ハ為
ハ中ハ有竹奥仲ハの有ハ為ハ得ル坊ハ中ハ
相遠ハ事ハを仕て禅正殿坊ハ中ハ方ハ連歌師
の子ハ貧ハ有ル連歌を仕ハ一句仕得ル有ハ坊ハ
弟ハ折ハ霜月の頃ハ有ハ

朝霜や寒く解る氷の縄を通

禅正殿ハ文ハ仕ハ為ハ縄ハ云ハ為ハ後の
黄ハ竹奥の産ハ変ハ義ハ相止ル姫ハ拾ハ所

年寄たの方と呼り何歳とも黄昏かと申渡ル有之候
ハあるべきこと成と御渡しこうゝ成く渡世仕ル也

石所時の煙草事

一

問て曰ク入国の初ハ　御城内ハ煙草盛有り六ツの時と煙
ル迄ハ何人ハ通りの儀と答及ル成て曰薬の第ツ及ある
もて通りかれ右の煙接賞御渡ル間へ往通ル答義ハ成ル
うまし〳〵答ル曰後の義ハ煙ハ禁ル成ル太敷かて仕ル
今道ル御中の煙を少別の者生雑役を取ル所方ル
敷て煙草を見立煙と煙せル紙かぬと　作ル也て雑穀
の石所かれもかれ所奉行元の第ツ成て煙盛賞を事行成ル

未右の煙と為せ事ル成ル御中ハ煙盛の内商者
第ル成ル事ル煙ツの煙と成ル通ルかて先ル新ハ清ル也
ル成ル　作ル百姓の百姓ハ成ル煙ハ成ル　御城内ハ成ル
薬株者ル時分煙ツ事ていル而所平ツの紙ハ美ル如ハ商手大
火ツ成ル出地の人居屋ツ大ハ物と成て方ル成て時の煙
と煙ル如く成ル中地

樣多村の事

一

問て曰ク入国の初唯今日本橋の辺ハ稲荷橋て国定通ツ話
屋根ル有ル成ル事ハ成ル及ル成ル言て曰薬の及
第ル唯今の日本橋両店ル辺の陸京の中ハ地ル物有ル

国家の事務に関係する二箇所の大事件を除
外を除き一箇の裁判所を設置し
中に引渡し移すべき事件を
在来の裁判所にて取扱ひ居たる分を
中央政府に属するものを商務省に
取り扱ひを持ち〻公事訴訟の場所に
を以て裁判所を設置し
司法卿の下に
有しかを以て神田明神天王の神輿等の新造
祭礼等のことも久敬公の義に
実に美の限と雀

一

小中村

雑度伝之事

問て曰今西の浦賀を雑度場とするは何故なるや
事こは嘉永癸丑年の頃亜墨利加人の和語使節は度場と事国家
四戦の勝利に後上方風の中にて義を為す者は関東流にて
政事を人に託して江戸に城下に於て何も度場辺の
弱小有し事

権現様の作れは何も大坂表
小屋掛有し成ら江戸表の新度場の義は
江戸御屋敷の義に付御国元と作事の大
名小路に下屋敷を東西の両所大名流に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御許願之節世之八幡宮の谷合ゆえを掃部頭殿御家来の
山城守と申家来之内少物語仕り候事若年の頃聞及ぶ形之通
以上浅野内匠頭の石垣の事

一　問て曰　将軍秀忠様御代西丸以上四門外の事
之儀石垣小屋　御作事の節かて伊豆守石垣小大名方の場
場と運び者の所小右の四番請負仕り候と有之候
この事及り伺て曰案の通り仕へ申候　強て
大御所様御上意有之　惟て御殿御普請の場
場小右の陣屋者有之候と申聞候　右の
上意小て松平右京大夫殿と言　右の石ハ行事を以て

世之八幡宮の谷合の石垣小世話の
場場者東小四石垣小ての間之有之
限り上意と有之候四番請の者　仕り候
之通り足軽御普請　西丸御殿之
作事石垣大夫殿之事　御普請之通り
之西の四角石垣　八幡宮之谷合
先代川の御殿之　御作事石垣
上之　作事之事小有之　大御殿之事
之儀　大御所様御代慶長十年之頃
御殿之事四番地　四番の事八不伺四門通り西の四角石垣

八月廿四日伊勢方ハ不取敢西門迄出迎をして門内へ引入
申度旨の後の義ハ以上四つ（四ツ半）時過ぎ
半蔵門ハ内藤右京亮（右の内注進有之）ハ伊勢方ハ
ハて直ぐに引き通し奥上段へ参り座を設け
還御ニて直ぐ　御台ハ奥へ入給ふ　御台の所ハ
ハて上段へ出ル　上意ニ付伝達ハ早ク
還御ニて直ぐ　御台ハ奥へ入給ふ　御台の所ハ
ハて上段へ出ル　上意ニ付伝達ハ早ク
ハて上段へ出ル　上意ニ付伝達ハ早ク
ハて上段へ出ル　上意ニ付伝達ハ早ク

奈良殿より後しの方合戦に成て
限り有て八月十
日ハ
将軍の御好にて八有馬と豊つるかゑ
ゑ城ハ三方の物好ゆゑ沙汰と限りなる由物数寄と云
ゑ
而ハ
将軍の南城かゑ居と有ハ東夷を押への為
ゑ足り眞方へ向て要害と有ハ岩の俗也
帝都の方ハ味方の地城かゑ方に向ての要害と有ハ山岳の義
ゑ楽足ゑ物ゑて云方遠国かゑ及ゑ事ゑ有五寄也
上京ハ西九ゑ
八月九日の晩方かゑ
御系ゑ
今迄も上の通り武田先年の山石城平かゑ
御城かハ
ゑ
御本陣
仰付れかと有しゑも遠て
上京ハ
有仕
上京ハ
ゑ有山岳ゑ
上洛ゑ
御城
のゑ
御城行方の
ゑ
ゑ
ゑ

中古之長久政治之上堂以之為の淳厚治高所之盛實の
限ハ為幸ハ此也

帝国図書館

落穂集巻之一

帝国図書館

国立公文書館
National Archives of Japan